

<サイバー犯罪検挙事例>

■ 不正アクセス禁止法違反

- 他人の識別符号を使用して、同人のSNSアカウントに不正アクセスしたものを。

【令和3年9月検挙】

- 被害者の識別符号を使用して、電子手帳サービスにアクセス、パスワードを変更した上、被害者に対し、「あなたのアカウントをハッキングした者です。」
「いくつかの質問に答えれば、パスワードは教えますし、危害を加えるつもりはありません」旨のメッセージを送信し、義務のないことを強要したが、被害者が応じなかったため、目的を遂げなかったもの。

【不正アクセス、私電磁的記録不正作出・同供用、強要未遂：令和3年9月検挙】

■ その他のサイバー犯罪（ネットワーク利用犯罪）

- 私電磁的記録不正作出・同供用

- ・ カタログギフトサイトにおいて、自己に権限がないID・パスワードを使用して商品を注文したものを。

【令和3年3月検挙】

- ・ フリーマーケットサイトにおいて他人のクレジットカード情報で商品を注文したものを。

【令和3年4月検挙】

- ・ インターネットショッピングサイトにおいて、他人のクレジットカードで支払う旨装って商品を注文したものを。

【令和3年12月検挙】

- 詐欺

- ・ 持続化給付金申請用ホームページにおいて個人事業主と偽って給付金を申請し、受給したものを。

【令和3年中68件27人検挙】

- ・ 他人にキャッシュカードを譲る意思を秘して、口座開設アプリで預金口座を開設し、同口座のキャッシュカードの交付を受けたものを。

【令和3年中5件2人検挙】

以上